再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る利益の活用について

平成25年2月22日　　企業局

1. 再生可能エネルギーの利活用に関する島根県の基本的な考え方

■市町村と連携し、小水力・バイオマス等の多様な地域資源を再生可能エネルギーとして有効に利活用し、地域活性化を推進する。

2. 企業局の役割と利益の使途

〔役　割〕

■上記の県の基本的な考え方を踏まえ、県内における再生可能エネルギー利活用の維持・拡充を図る。

〔使　途〕

■再生可能エネルギーの安定的な供給を維持・拡充するため、固定価格買取適用期間内の利益見込額を以下の目途に使用

利益見込	48億円

(1)市町村等が行う小水力発電の開発等の支援

○小水力発電(出力1，000kW以下)の新規開発、既設発電所の再開発の可能性調査等に係る経費の一部を支援(当面、H25、26年度に地域振興部で実施予定の再生可能エネルギー事業化促進事業に充当するため利益を一般会計に繰り出し)　2億円

・企業局が培った技能が生かせる、小水力発電の新規開発・再開発に対する支援
→出力変動が少ないなど他の再生可能エネルギー源と比較して優位

※併せて技術面での支援も実施

(2)企業局が行なう電気事業の安定経営

○安定経営のための積立金等の確保　6億円

・風力発電事業の累積欠損金の解消　2．6億円
・風力発電施設の撤去費確保　3．4億円

■利益見込48億円と8億円(2億円＋6億円)との差額40億円については、県の収入として使途を検討するが固定価格買取制度の目的を踏まえ以下に配慮

・県内の再生可能エネルギーの維持・拡充(地域振興部と連携)

・企業局水力発電施設の長寿命化

資料3